
「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』第2条の3に基づく法定計画。
都道府県は、国の基本方針（法第2条の2）に則して、施策の実施に関する基本的な方針や施策の実施内容に関する事項などについて定めることとされている。

山梨県は、平成17年12月に、平成18年度から3年間（平成20年度まで）を計画期間とする「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定した。

今年度が現行計画の最終年度にあたることから、平成19年度中の配偶者暴力防止法改正および国の基本方針の改定を踏まえ、平成20年度中に第二次計画を策定する。

< 現行計画の概要 >

- 1 計画の性格 配偶者暴力防止法に基づく法定計画
- 2 基本的視点 配偶者からの暴力のない社会の実現をめざして施策を実施
- 3 計画期間 平成18年度～平成20年度（3年間）
- 4 内 容 概要は次のとおり（詳細は別添冊子参照）

第1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

1 配偶者からの暴力についての通報等への取組

県民が被害者を発見した場合は配偶者暴力相談支援センター等へ通報するよう、パンフレットや講演会により啓発する。

2 教育啓発の推進

啓発講演会や講座を行い、配偶者からの暴力の実態、その未然防止と被害者の保護等の重要性を訴える。

第2 相談・保護体制の充実

1 安心して相談できる環境整備

女性相談所に加え、男女共同参画推進センターぴゅあ総合を配偶者暴力相談支援センターとし（H18.4.1より）、2箇所の配偶者暴力相談支援センターの連携で、年末年始を除き昼間は毎日相談に応じられる体制とする。

2 保護体制の充実

警察からの通報による場合など、緊急性の高いケースについては、夜間、休日であっても一時保護を受け入れる。

3 被害者の自立の支援

中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所を中心に、関係機関が連携して被害者の自立を支援する。

被害者の県営住宅の入居に配慮する。

4 被害者が保護命令制度を利用する際の支援

配偶者暴力相談支援センターは、申立書の記入方法等について助言し、被害者が円滑に手続きできるよう、支援する。

警察は、裁判所から保護命令の連絡を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報等について教示するとともに、加害者に対して命令遵守の指導を行う。

職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権に配慮するとともに、被害者の安全確保及び秘密の保持に配慮する。

職務関係者の資質向上のため、それぞれに応じた研修を実施する。

第3 施策推進のための体制強化

1 関係機関の連携協力

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会において情報交換を行い、認識を共有する。

被害者対応マニュアルを作成し、各機関で活用する。

2 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関は、苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応する。

3 民間団体との連携

配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ被害者を支援する民間団体との協力を努める。

4 調査研究の推進

女性相談所は事例について秘密の保持に配慮しながら詳細な分析を行い研究する。

5 計画の見直し 計画は3年後を目途に見直す。

6 計画の進行管理 計画の実施状況は毎年把握

(参考資料) 計画策定スケジュール

< 現行計画の策定経緯 >

平成16年12月2日 国の基本方針策定

平成17年4月～「庁内検討委員会」を設置し、素案について検討。

平成17年7月～8月「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

平成17年10月 素案について「山梨県男女共同参画審議会委員」の意見取りまとめ。
審議会を開催し検討。

平成17年11月 原案に対するパブリックコメントを募集

平成17年12月 山梨県男女共同参画推進本部で計画を策定。公表

< 改定スケジュール(案) > 現行計画を、改正法・国の基本方針(改訂後)に即して見直す。

平成20年1月11日 国の基本方針改定

平成20年6月～「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画庁内検討委員会」を設置し、改定内容について検討。素案作成。

平成20年10月 改定素案について「山梨県男女共同参画審議会委員」の意見聴取。
審議会を開催し検討。

平成20年12月 改定原案に対するパブリックコメントを募集

平成21年2月 山梨県男女共同参画推進本部で第二次計画を策定。公表